

## 令和2年度高知県安心子育て応援事業に係る補助事業募集要領

### 1 目的

全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めることを目的として、令和2年3月26日付けで施行した令和2年度高知県安心子育て応援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、子育て支援に取り組む子育てサークル等に支援を行う。

### 2 団体の要件

次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 原則として、子育てサークルとしての活動実績を1年以上有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 主たる役職者（代表者等）及び活動者の半数以上が他の子育てサークルと重複していないこと。
- (3) 子育てサークルの構成員が、育児サークルの場合には3家族以上、子育て支援サークルの場合には3人以上であること。

### 3 公募する事業内容

公募する事業は、交付要綱第2条に定められた子育てサークルによる主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象としたネウボラ推進事業で、次に掲げる条件を全て満たす事業とする。

- (1) 事業実施に当たっては、地域子育て支援拠点等と連携及び情報共有が行える体制を整えること。
- (2) 営利を目的とするものでないこと。
- (3) 特定の宗教又は政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと。
- (4) 公序良俗に反するものでないこと。

### 4 実施期間

補助金交付決定の日から令和3年3月31日までとする。

### 5 補助率・補助対象経費上限額

- (1) 補助率：定額（10/10）
- (2) 補助対象経費上限額：1サークル当たり30万円

※当該事業における対象の取組を5回以上実施すること。

### 6 対象経費

交付要綱第4条に定められた補助対象経費

サークルの運営経費、子育て支援以外の取組に係る経費は対象外とする。

### 7 採択方法

本事業を実施しようとするサークルは、別紙様式により事業計画書を作成し、県に提出するものとする。

県は、サークルから提出のあった事業計画書の内容等について審査し、採択を決定するものとし、審査結果は応募のあったサークルに文書で通知する。なお、決定にあたっては、必要に応じて説明及び追加資料を求めるほか、ヒアリングを実施するものとする。

採択決定後、別に定めるところにより、交付申請書を県に提出するものとする。

## 8 審査項目

### (1) 応募資格

応募資格を満たしていること。

### (2) 事業内容

地域における子育て支援機関と連携して、高知版ネウボラの推進に資する取組であること。

### (3) 評価内容

- ア 子育て家庭の身近な交流の場、日常的な見守りの場等となっていること。
- イ 相談の対応、各種相談窓口や支援機関などへのあっせん及び情報提供が行える体制が整っていること。
- ウ 地域子育て支援拠点等の関係機関とのネットワークの構築及び情報共有が行える体制が整っていること。
- エ 特に課題がある子ども及びその家庭への対応等について体制が整っていること。
- オ 地域の社会資源を生かした取組となっていること。
- カ 実施体制が十分整備され、確実な実行が見込まれるとともに、実効性が認められること。
- キ 事業内容に即した所要額見積であること。

## 9 提出書類

提出書類は次のとおりとし、募集期間の間に1部郵送又は持参により、県に提出するものとする。

併せて、提出書類の電子データについても、Eメール等により県に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別紙様式）
- (2) 団体概要（別紙1）
- (3) 事業計画（別紙2）
- (4) 収支明細書（別紙3）
- (5) その他知事が必要と認める書類

## 10 募集期間

募集期間は、令和2年3月26日（木）～4月10日（金）までとする（必着）。

## 11 提出先

書類の提出先は下記のとおりとする。

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県地域福祉部児童家庭課 子育て支援担当：森田・川崎  
TEL：088-823-9641 / FAX：088-823-9658  
E-mail：akiko\_morita@ken4.pref.kochi.lg.jp

別表

区分	補助対象 経費限度額	対象経費	補助率
<p>子育てサークルによる主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象としたネウボラ推進事業（当該事業における対象の取組を5回以上実施すること。また、事業実施に当たっては、地域子育て支援拠点等と連携及び情報共有が行える体制を整えるものとする。）</p>	<p>1サークル当たり 30万円</p>	<p>事業実施に必要な外部講師への謝金及び旅費、役務費（保険料、郵送料等）、需用費（印刷製本費、消耗品費等（飲食に係るものを除く。))並びに使用料及び賃借料（会場借上げ料等）</p> <p>(注)以下については補助対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサークルの内部の者に対する謝金及び旅費、補助事業終了後も子育てサークルの財産となる備品購入費並びに領収書の提出ができないもの（外部講師の交通費を除く。）</li> <li>・個人に係る食料費、入場料、景品代等、受益者が負担することが適当であるもの</li> <li>・一過性の単発イベントとみなされるもの（当該事業における対象の取組が5回未満）</li> </ul>	<p>定額</p>